

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

市民窓口課・介護福祉課

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】福祉に携わる公務員として、憲法第25条、地方自治法第1条に基づいて、事務を遂行することは、最も基本的なことであると考えています。常にこれらの条文に立ち返りながら、社会保障施策の充実に努めます。

税務課

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

【回答】制限は行っていません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後も参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】滞納整理機構が目指すものは、税に関する公平性を確保するため、担税能力のある納税者から法の規定に基づいた徴収を行うこと、参加市町の税務職員の徴収技術の向上を図ることであり、徴収強化を目指すものではありません。

岩倉市では、従来より納税相談には随時対応しており、相談に見えた方のお話をよくお

聞きし、調査等により正確に状況を把握したうえで、担税能力に応じた納税をしていただくようお願いしています。

この中で、相談者の状況により必要があると判断した場合には、法令に定められた規定を適用して対応しています。

行政課

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

【回答】災害応急対策として、市の防災計画で職員の業務分担を定めており、必要な住民サービスを確保できるよう努めます。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

【回答】国、県の防災計画の見直しにあわせ、市独自の考えも含めながら、市の防災計画の見直しを行っていきます。

学校教育課・行政課・都市整備課

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

【回答】(学校教育課)小中学校などの耐震化の促進につきましては、平成19年度に策定した学校施設耐震化年次計画(4か年計画)に基づき、耐震化を実施しており、平成23年度をもちまして、耐震補強工事が完了いたします。

(都市整備課)岩倉市において、民間木造住宅耐震改修補助については平成15年度より実施しています。

また、民間木造住宅の無料耐震診断については平成14年度から実施させていただいており、従来は市民の皆様への周知について、市広報誌への掲載やイベント時にブースを設け受付を行ったり、自宅へのパンフレットの投函により啓発活動を行っていましたが、なかなか実績につながっていなかったこともあり、平成22年度より愛知建築士会の協力をいただきながら、市と共同で戸別訪問を実施し、耐震改修の普及促進に努めています。

(行政課)小学校はすべて防災拠点となっており、食料、資機材の備蓄がされています。災害時は既設の施設を利用し避難所となります。耐震化については、施設の建て替え時に担当課と調整し、実施していきます。

行政課

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【回答】避難所は市の施設から民間の施設まであり、既存の施設を利用している状況であります。従いましてバリアフリー化が行われている施設は最近の施設であります。施設の建て替え時にはバリアフリー化に向け、整備するよう担当課と調整し、実施していきます。

行政課・介護福祉課

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

【回答】福祉避難所としての確保はできていませんので、県のマニュアルなどにより要援護者に対する福祉避難所としての指定、または、福祉施設との協定を行うなど、関係福祉施設との協議を行ってまいります。

行政課

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

【回答】災害拠点病院については、市内には指定病院がありません。当市において2次医療圏

の中での条件を満たす施設の整備は困難ではありますが、隣接する一宮市、江南市、小牧市には災害拠点病院が指定されています。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

【回答】防災マップや避難経路については、日頃から防災に関心を深めていただくよう、自主防災組織などの地域と連携し、点検、見直しを図っていきたいと考えています。

⑧防災教育を徹底してください。

【回答】災害時に対する知識や対処能力を子どものころから身に付けておくことが重要です。学校における防災教育の推進にあたっては、防災教育、人材育成の観点から学校・家庭・地域が連携した教育への取り組みが必要であると考えています。

介護福祉課

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

【回答】介護保険事業の健全な運営を前提に、サービス量など踏まえて保険料や負担段階などは介護保険事業計画の中で検討をしていきます。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】高額介護サービス費や特定入所介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度などの制度もありますが、低所得高齢者の状況は厳しいものと考えます。しかし、こうした制度は国が責任を持って行うものと考えますので、市長会等を通じて要望していきたいと思います。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】②に同じ

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】事業の実施にあたっては、十分に検討していきます。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】地域密着型のサービスの基盤整備として、第4期介護保険事業計画の中で計画された、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)が平成23年1月開設されました。第5期の計画の中でも基盤整備を検討していきたいと考えます。また、特別養護老人ホームに多くの待機者がみえますので、介護施設の早急な整備が求められています。なお、低所得者が施設に入所した場合には、特定入所者介護サービス費により、負担軽減が図られています。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】市域が狭いという状況から、センターの増設を考慮してはいませんが、職員体制について

は検討を図っていきたいと考えます。また、働き甲斐のある環境づくりは大切と考えます。

★⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】介護労働者の賃金・労働条件を改善するために、介護報酬の3%引き上げがありました。が、処遇改善については国に対策が必要と考えます。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】高齢者の見守りにつきましては、新聞店、給食サービス及び民生委員によるものに加え、限定された地区ではありますが、「見守りサポート隊」による取り組みを行っています。生活支援施策については、ひとり暮らし高齢者で介護サービスを受けていらっしゃらない方や、基本チェックリストの結果から対応が必要と判定された方を対象に訪問調査を行い、必要なサービスについて検討できるよう対応しました。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】市民意向調査からも、本市は交通に便利なまちと認めていただいておりますので、地域巡回バス等導入の優先順位は高くありません。外出支援については、85歳以上の方、一部の障害者の方にタクシーチケットを配布し、基本料金と迎車料金を助成しています。(昨年と同一回答)

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】今後の課題として把握し、先進事例等を検証するなど、研究すべきと考えます。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】市営住宅は、1階の入居者が退去した際に、順次高齢者対応に改修しており、12戸中、8戸が既に対応済みです。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】配食については、認定された方に毎夕(年末年始を除く)お届けしています。またこの制度は、調理費及び食材費部分以外の費用を助成している制度ですので、他の方法について研究する必要があると考えます。閉じこもり予防については設問アの回答と同様で、基本チェックリストの結果から対応が必要と判定された方を対象に訪問調査を行い、必要なサービスについて検討できるよう対応しました。

介護福祉課・税務課

(3) 障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】(介護福祉課)障害者控除は要支援2以上を対象にしています。対象者全員に「障害者控除対象者認定書」を郵送しています。

(税務課) 地方税法や所得税法等関係法令に基づき、障害者控除を行っています。

市民窓口課

2. 高齢者医療などの充実について

★ ①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】県の制度を基本として実施していきたいと考えております。

ひとり暮らし非課税者については、市単独事業で実施しております。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】愛知県後期高齢者医療広域連合と密に連携し、対応をしていきたいと考えております。

3. 子育て支援について

市民窓口課

★ ①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

【回答】子ども医療費の無料化については、県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、さらには他市町村の状況も踏まえて、平成23年4月から通院については小学校6年生まで市単独事業で実施しております。

健康課

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回答】平成21年2月から妊婦健康診査の公費負担回数を14回に増やし、現在は、14回無料で受けられます。

学校教育課

★ ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

【回答】当市では、就学援助制度の対象を生活保護基準額の1.1倍以下としております。基準額の見直しにつきましては、近隣市町の動向を踏まえた上で、対応していきたいと考えております。また、申請の受付は学校教育課で受け付けております。申請手続きにおきましては、民生委員の証明は必要としておりません。(別紙①)

★ ④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】給食費の無償化につきましては、学校給食法第十一条の規定により、給食の施設・設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は保護者の負担とする、と明記されております。よって、当市では、原材料費のみ保護者の負担をお願いしております。なお、保護者負担の軽減に配慮するため、市の単独事業として義務教育課程内における第3子以降の給食費の無償化を実施しております。

市民窓口課

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】国民健康保険の財政は悪化し、市町村による運営は非常に厳しいものとなってきております。国民皆保険制度を維持するためにも、国民健康保険の財政的安定は重要であり、その広域化を図ることは必要なことですので、市長会を通じて国民健康保険制度の広域化を強く要望していきたいと考えております。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】国保税率等の改正は、国保財政の動向を見据え、安定化を図ったうえで判断するものと考えます。減免については、所得の減少、長期療養、災害等の場合についてそれぞれの基準により減免するものとしています。基準は県下の状況から低水準ではないと考えており、当面拡大する考えはありません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】国保税額(医療保険分)は所得割、資産割、均等割、平等割により決めております。均等割については、被保険者1名について額を定めており、公平性の点からも改正の考えはありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】前年度所得が市町村民税の基礎控除を超えない世帯は6割、前年度所得は33万円を超えるが世帯主を除く被保険者1人につき24万5千円を控除した額が33万円を超えない世帯は4割の軽減措置をしておりますので、減免制度を拡大する考えはもっておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】所得の激変による減免については前年度所得が300万円以下で当該年度の見込額が前年の合計額に比較してそれぞれの基準により減免をしており、基準額の変更の考えは持っておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】本市においては、滞納者対策として平成12年度から短期被保険者証(6か月の有効期間)の交付を実施しており、特段の理由がなく、保険税を1年以上全く納付しない世帯を対象に交付しています。

この短期被保険者証が交付されている世帯で、さらに1年以上同じ状況が続く場合は資格証明書を交付するものとしております。(この場合、18歳年度末の被保険者に対しては6か月の短期保険証を交付)

いずれの場合も、一律的ではなく、対象となる被保険者と接触する機会を持ち、納付相談、納付指導を実施し、状況を把握したうえで判断しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】分納をしっかり守って納付している世帯には、通常の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】国保税の滞納者については、納税相談や臨戸訪問をする中で、面談を通じて個々の状況を十分把握し、適切な対応をしながら国保税の徴収に努めておりますが、特段の理由がなく、一切納付に応じないなど全く誠意が認められない滞納者に対しては処分もやむを得ないものと考えております。

また、無保険者の把握は困難であると考えております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】一部負担金の減免については、所得の減少、災害等の場合についてそれぞれの基準により減免するものとしており、当面拡大する考えはありません。なお、この制度に関しましては、広報などで周知を行っています。

介護福祉課

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】精神医療については無料、更生医療については障害者医療の対象者(身体障害者手帳1～3級、腎臓機能障害4级以上など)を満たせば無料としています。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

【回答】イ、ウ、エ・・・低所得者に対しては、減免をしており、市独自の減免の拡大については考えておりません。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

【回答】今後の制度改革を見守り、要望すべきものは市長会を通じて要望していきたいと考えています。移動支援等については実績を踏まえ必要に応じて予算の増額や支給決定をしています。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備を

すすめるものとしてください。

【回答】反映できるよう努めます。また、グループホーム・ケアホームについては運営費の補助事業を実施しています。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

【回答】研究します。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

【回答】調査、研究します。

市民窓口課・健康課

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】(市民窓口課)特定健診につきましては、自己負担金は無料となっています。

また、集団健診で実施していますので、8月中旬から10月中旬までの30日間となります。

(健康課)①歯周疾患検診については、集団方式で無料実施しています。また、個別方式でも実施しています。がん検診については、委託料の30%程度の自己負担金をお願いしておりますが、平成23年度より低所得者については無料で実施しております。なお、国のクーポン検診事業による節目の年齢の対象となる乳がん、子宮頸がん検診の対象者に対しては無料で実施しております。

また、がん検診の実施方式については、基本的には集団方式ですが、乳がん検診(クーポン検診事業)、子宮頸がん検診については個別方式も実施しています。

②現在30歳から39歳の住民に対しては検診費用の3割相当額(2,500円)で実施しています。

健康課

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

【回答】ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種については、接種費用のおおむね3分の2を市が助成して実施しております。なお、低所得者については全額市が助成して実施しております。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】高齢者肺炎球菌ワクチン接種については、平成23年度より助成制度を設けています。水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種の公費負担については、近隣の状況を見ながら今後の課題とさせていただきます。

介護福祉課

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】別紙②

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

【回答】自動車の処分を指導しつつ、保護の必要な人は、申請を認めています。

③就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】就労支援員を1名配置しています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

市民窓口課

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

【回答】懸案事項でありました、将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保を一層支援するため、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや、加入者の掛金拠出を可能とするなどを内容とした、国民年金法等の一部を改正する法律(年金確保支援法)が8月4日に成立しました。

これにより、届出漏れなどで保険料が未納になっていた人に対し、保険料の追納期間が2年から10年に延長される三年間の時限措置が決定しました。

また、国民年金基金や確定拠出年金の加入年齢の引上げ(60歳→65歳)、確定拠出年金に従業員拠出の導入、確定給付企業年金については60歳から65歳で退職した方への支給などが可能となります。今後も引き続き国の動向を見守ってまいります。

なお、職員体制については、毎月1回の年金出張相談所の開設ができる職員配置を要望していきたい。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

【回答】今後の医療制度改革を見守り、要望すべきものについては市長会を通じて要望していきたいと考えております。

介護福祉課

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】高齢者の負担は大きいものと認識しており、国庫負担の増額を望んでおり、国に対しては機会あるごとに要望していきます。また介護労働者の処遇改善についても国に要望していきたいと考えます。

市民窓口課・健康課

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【回答】(市民窓口課)子ども医療費助成制度の創設等については、市長会を通じて、かねてから要望をしております。

(健康課)妊婦健康診査の国の補助金を継続するよう、市長会等を通じて国に対し要望しています。

税務課

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

【回答】消費税は、医療や年金、福祉、介護、生活保護などの公的サービスに使われる社会保障経費です。広く公平に負担を求めるものであり、東日本大震災の復興財源の確保等、今後さらに税制改革について様々な論議が続けられる中で動向を見守りたいと考えています。

健康課

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【回答】岩倉市には、公立病院はありませんが、地域医療の充実は必要なことと考えています。

市民窓口課・介護福祉課

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

【回答】今後の制度改革を見守り、要望すべきものは市長会を通じて要望をしていきたいと考えています。

健康課

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

【回答】任意予防接種の定期接種化については、国で現在、研究中であると聞いております。不活化ポリオワクチンの導入についても国が現在検討していると聞いております。

市民窓口課

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】各福祉医療費助成制度の全体的なバランスを考慮したうえで、要望については検討したいと考えております。

②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】機会をみて要望してまいります。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答】市として要望するものではないと考えております。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

【回答】機会をみて働きかけていきたいと考えております。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】機会をみて要望してまいります。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

【回答】精神障害者は増加傾向にあり、平成20年4月から一部県制度の対象となったものの、市単独事業としての医療費助成額も増加し続けています。厳しい財政状況の中、また、弱者対策として県制度の拡大を要望してまいります。

介護福祉課

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

【回答】今後の制度改革を見守り、要望すべきものは市長会を通じて要望していきたいと考えています。

健康課

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

【回答】岩倉市には公立病院はありませんが、労働基準法令を遵守し働きやすい職場を目指すことは、大切なことと考えています。

市民窓口課

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

【回答】①②③広域連合議会において不採択となった請願でもあり、同じ趣旨の要望は差し控えたいと考えています。

④公募枠については、広域連合議会において不採択となった請願でもあり、同じ趣旨の要望は差し控えたいと考えています。懇談会の公開については機会をみて要望してまいります。

以上